



平成 29 年 9 月 14 日
土地・建設産業局建設業課

11月は「建設業取引適正化推進月間」です ～みんなで守る適正取引～

国土交通省及び都道府県では、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」と定め、この期間に建設業法に関する講習会の開催等、集中的に法令遵守に関する活動を実施いたします。

国土交通省及び都道府県では、建設業における取引の適正化に関して、建設業法の厳正かつ適正な運用等を通じ、その推進を図ってきたところです。

特に、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」と定め、建設業の取引適正化に関して、集中的に法令遵守に関する活動を行っており、本年度は以下のとおり実施いたします。

1. 実施期間
平成29年11月1日～30日
2. 主催
国土交通省、都道府県
3. 協賛
公益財団法人 建設業適正取引推進機構
4. 主な実施内容
(1)建設業者等を対象とした建設業法に関する講習会の開催

(2)立入検査等の実施

詳細については、別添資料及び国土交通省HP

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000027.html) をご覧ください。

(問い合わせ先)

国土交通省土地・建設産業局建設業課

赤羽、佐藤

TEL : (03)5253-8111 (代表) (内線 24715、24718)

(03)5253-8362 (直通)

FAX : (03)5253-1553